

グラスウール製吹出口及び吸込口ボックスの品質認定制度規程

第1章 目的

この品質認定制度は、空気調和設備工事で使用されるグラスウール製吹出口及び吸込口ボックス（以下「グラスウール製制気口ボックス」という）製品の品質の維持・向上を目的とし、グラスウールダクト工業会としてグラスウール製制気口ボックスに関する品質の基準を制定し、その基準を満たした商品に対してグラスウールダクト工業会が認定を与える制度である。

第2章 グラスウール製制気口ボックス品質認定制度の認定基準

グラスウール製制気口ボックスに関して記載のある国土交通省公共工事標準仕様書、同施工管理指針及びJISA4010「空気調和及び換気設備用ダクトの附属品」で示されているボックスの材料を用いて製造されている事。且つ、それらに記載されている構造となっている事、又は、それらと同等の強度が担保されている事。及び、それらが継続的に守られている事が認定の基準となる。具体的な審査項目に関しては別途定める。

第3章 認定に関する手続き

- 1 グラスウール製制気口ボックスの品質認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別途定める様式の申請書をグラスウールダクト工業会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) グラスウール製制気口ボックスの設計図・製造標準書
 - (2) 基材グラスウール製ダクトボードの品質証明書
 - (3) 専用接着剤・専用アルミニウムテープの仕様がわかるもの
 - (4) 他、主材料の仕様がわかるもの
 - (5) 工場の品質管理体制関係書類
 - (6) 誓約書
- 3 書式
各添付書類に関しては電子書類などで可。
- 4 手数料
申請者は、別に定める手数料を納入するものとする。
- 5 申請書の受理

グラスウールダクト工業会事務局は、提出された申請書及び添付書類が所要の様式その他の要件を満たしていると認めるときは、これを受理する。

6 工場審査

認定申請受理後、申請通りの材料で申請通りの構造で製造されているか、工場の品質品質体制に問題は無いかなどの工場審査を製造工場で実施する。

7 審査評価

工場審査実施後、別途定める審査委員会で検査結果を評価し、合否の判定を行う。

8 審査結果通知

審査委員会の審査結果は文章で申請者へ通知される。

9 認定通知

審査で合格した場合は、別途定める様式の認定書を申請者へ送付する。

第4章 グラスウール製制気口ボックス品質認定の運用

1 認定の期間

認定の期間は3年間とする。但し、認定期間終了前に下記第3条で定めた「サーベイランス」を受け、合格した場合は別途定める認定継続申請書の提出を持って、更に3年間更新される。

2 認定マーク

認定を受けた商品にはグラスウールダクト工業会で定めた認定マークを貼付することが出来る。
認定を受けていない商品に認定マークを張付してはならない。
認定マークの費用に関しては別途定める。

3 更新サーベイランス

認定を受けた者は、製造工場等は原則として3年毎に1回サーベイランスを受け、そのサーベイランスに合格した場合は、申請により認証が継続される。

4 認定の失効

認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、品質認定の効力を失わせることができる。

- (1) 不正の手段により当該品質認定に合格したとき
- (2) 不正の手段によりサーベイランスに合格したとき
- (3) すでに認定を受けた認定品の材料又は品質管理体制に著しい不備又は欠陥があると認めたとき
- (4) 認定審査・サーベイランスの際に付された条件に反する事項があると認めたとき
- (5) 認定を受けていない商品に認定シールを張り付けたとき

(6) 第5条の報告（不適合等の報告）を故意に怠ったとき。

グラスウールダクト工業会は、この規定により品質認定の効力を失わせるときは、当該認定を受けた者に通知し、その旨を公表するとともに、当該商品等の回収、交換等必要な措置を求めることができる。この場合において、当該認定を受けた者はこれに従うものとする。

5 不適合等の報告

認定を受けた者は、市場に出荷した認定マークを貼付した商品に不適合又は不適合に起因する事故が生じたときは、速やかにその旨をグラスウールダクト工業会に報告するものとする。

6 立入調査

グラスウールダクト工業会は、必要に応じて、関係者に連絡のうえその業務に関し報告をさせ、又はその事業所に立入調査をすることができる。

第5章 免責

万一、グラスウールダクト工業会の品質認定を受け認定マーク表示のある商品が事故を起こしても、グラスウールダクト工業会が責任を負うものではない。

第6章 雑則

（氏名等の変更の届出）

品質認定を受けた者又は現に品質認定を申請中の者がその氏名（法人にあってはその名称又は代表者の役職及び氏名）又は住所を変更したときは、遅滞なく別途定めた様式の氏名変更届書1部に事実を証する書面を添えてグラスウールダクト工業会に提出するものとする。

（制定：令和5年6月22日）

（改定：令和5年10月19日）

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

<細則規定基準類>

- * 手数料規定
- * 認定マークデザイン規定
- * グラスウール製気口ボックス品質認定制度の認定詳細基準
- * グラスウール製気口ボックス品質認定審査委員会規定

<別紙様式類>

1. グラスウール製気口ボックス品質認定制度申請書
2. 誓約書
3. グラスウール製気口ボックス認定継続サーベイランス申請書
4. 補正届
5. 氏名変更届

グラスウール製制気口ボックス品質認定制度手数料規定

令和5年3月1日制定

1. 認定審査費用

グラスウール製制気口ボックス品質認定制度を受けようとする者は、認定審査費用として下記金額を
負担することとする。

2. 認定費用（新規審査費用）

初回認定時 10,000 円＋税

3. 認定継続サーベイランス費用（継続審査費用）

10,000 円＋税

4. 認定マーク費用

認定シール費用（販売価格） シール代金実費＋送料実費 金額は別途通知する

（改定：令和5年10月19日）

グラスウール製制気口ボックス品質認定制度認定マークデザイン規定

令和5年3月1日制定

グラスウール製制気口ボックス品質認定マークのデザインは下記とする。

認定マーク



直径 約 30mm

(改定：令和5年10月19日)

令和5年3月1日制定

グラスウール製制気口ボックス品質認定制度の認定基準は下記項目が順守されている事とする。

1. 基材（グラスウール）

- ①グラスウールは JISA9504（人造鉱物繊維保温材）で規定された保温板の種類 64K(密度 58～70kg/m³)以上のグラスウールを使用している事。
- ②グラスウールは JISA4009（空気調和及び換気設備用ダクトの構成部材）によるものとし、ダクト内面の飛散防止処理を施し、外面を強化アルミニウムクラフト紙等で被覆したものとする。
- ③グラスウールは建築基準法第 68 条の 26 第 1 項に基づき、同法第 2 条第 9 号及び同施行令第 108 条の 2 の不燃材に適合したものとする。
- ④ グラスウールは建築基準法施行令第 20 条の 7 の 4 の F☆☆☆☆に適合するものとする。

2. 補助材料

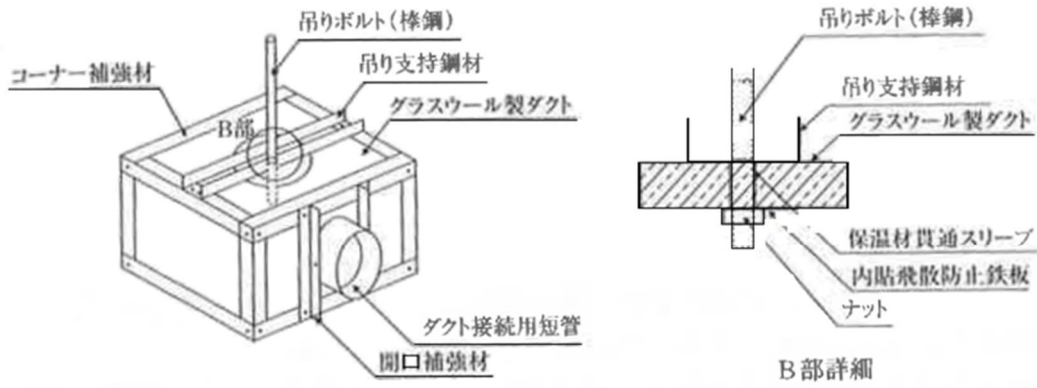
- ①補強材：厚さ 0.6mm 以上の亜鉛鉄板で内側又は外側からボックスに補強を施すものとする。
- ②アルミテープ：グラスウール製ダクト専用アルミニウムテープ（JISA4009 及び同等品）
- ③接着剤：グラスウール用接着剤(JISK6804)
- ④シール材シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたものでグラスウール製ダクト及び環境に悪影響を与えないもの
- ⑤グラスウール貫通スリーブ・飛散防止板等（内吊りの場合）

3. 構造

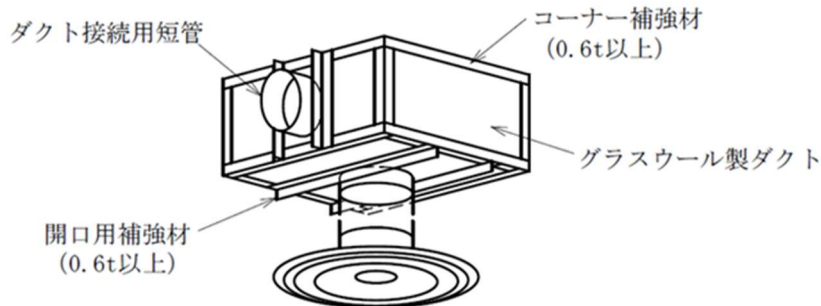
- ①ボックスのコーナー部及び接続ダクト取付け部は、外側あるいは内側を補強する構造を基本とする。ただし、同等の強度が担保できる構造などの場合は個別に審査する。
- ②グラスウールダクト板のカット面からの繊維飛散が無い様に飛散防止の措置をする。
- ③出入口の開口部以外は空気の漏えいが無い様にグラスウールダクト板の接続部並びに接続ダクト取付け部は漏えい防止及び飛散防止の処理を施す。
- ④補強材は厚さ 0.6mm 以上の亜鉛鉄板で補強を施す。
- ⑤ビス、リベットなどによってコーナー部分の補強材を固定し、開口部に補強材を取り付けた構造を基本とする。ただし、同等の強度が担保できる構造などの場合は個別に審査する。
- ⑥補強方法は、下図（吹出口及び吸込口ボックスの例）を参考例とし、同等の補強強度を持つものとする。
- ⑦制気口及び接続ダクトの荷重等がグラスウールダクト板にかからない構造とする。
- ⑧幅及び長さが 500mm 以下で高さが 400mm 以下の軽量なものは施工性を考慮し、1 点吊りを認める。

- ⑨内側で吊る場合はボックスの自重を補強材で支え、グラスウール板に掛からない構造にする。
- ⑩グラスウール板を貫通する吊りボルト用開口部は飛散防止及び漏えい防止の処理を施す。
- ⑪グラスウール製気口ボックスは工場製作品とする。

<吹き出しボックス構造の例>



グラスウール製ボックスの吊り
1点吊りの取付け例



内吊り外側の例



内吊り内側の例

(改定：令和5年10月19日)

グラスウール製制気口ボックス品質認定審査委員会規定

令和5年9月11日制定

1. グラスウール製制気口ボックス品質認定制度の審査委員会（以下審査委員会という）はグラスウールダクト工業会の中に置く。
2. 審査委員会のメンバーはグラスウールダクト工業会役員1名とグラスウールダクト工業会事務局員で構成され、その審査の申請者は含まないこととする。
3. 審査委員会は工場審査者の報告書を基に審査を実施する。
4. 守秘義務：審査委員会の委員は、審査業務上知り得た機密事項は他者に漏らしてならない。

（改定：令和5年10月19日）

グラスウール製制気口ボックス品質認定申請書

年 月 日

グラスウールダクト工業会 御中

申請者
住 所
法人の名称
代表者の役職及び氏名

印

担当者の役職及び氏名
メールアドレス

電話番号

当社は、下記について型式評定を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

ボックス名称			
商品記号等			
受検場所			
受検日	希望 年 月 日	決定	年 月 日
年間供給予定数量			

誓約書

グラスウールダクト工業会 御中

年 月 日

私は、グラスウールダクト工業会が行うグラスウール製制気口ボックスの品質認定制度に関して、
グラスウールダクト工業会定める「グラスウール製制気口ボックス認定制度規程」及び
「グラスウール製制気口ボックス認定制度細則の規定類」を遵守し、信義に反する行為をしないことを
ここにお誓いいたします。

申請者
住 所
法人の名称
代表者の役職及び氏名

印

グラスウール製制気口ボックス認定継続サーベイランス申請書

年 月 日

グラスウールダクト工業会 御中

申請者
住 所
法人の名称
代表者の役職及び氏名

印

担当者の役職及び氏名
メールアドレス

電話番号

当社は、下記について認定継続の為、サーベイランスを受けたいので、申請します。

記

調査工場名				
ボックス名称				
商品記号				
認定番号				
調査日	希望	年 月 日	決定	年 月 日
前回実施年月日				

別記様式第4号

補 正 届

年 月 日

グラスウールダクト工業会 御中

申請者

住所

法人の名称

代表者の役職及び氏名

電話番号

当社は、下記について軽補正を届けたいので、書類を添えて申請します。

記

ボックス名称			
商品記号等			
認定番号			
補正箇所	旧	新	理由

氏名（名称・代表者の役職及び氏名・住所）変更届

年 月 日

グラスウールダクト工業会殿

申請者
住所
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電話番号

当社は、下記のとおり氏名（名称・代表者の役職及び氏名・住所）を変更したので届出ます。

記

旧	
新	